

市会ジャーナル 第238号

令和5年度 Vol.5

政策調査レポート

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典:こども家庭庁 ヤングケアラーについて

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>(参照 2023-11-09)

特集 ヤングケアラー

～こどもが幸せに暮らせる社会を目指して～

ヤングケアラー

国の動向・施策

横浜市の取組

他都市の取組



発行:横浜市議会事務局 政策調査課
令和6年1月30日発行

市会ジャーナル 第 238 号 令和5年度 Vol.5
政策調査レポート

特集 ヤングケアラー

～こどもが幸せに暮らせる社会を目指して～

はじめに	1
第1章 ヤングケアラー	2
1 ヤングケアラーとは	2
2 現状と課題	3
3 支援に向けた考え方	4
コラム イギリスのヤングケアラー支援の経過及び概要	5
第2章 国の動向・施策	6
1 厚生労働省・文部科学省との連携 (プロジェクトチームの設置)	6
(1) ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・ 教育の連携プロジェクトチームの立ち上げ背景	6
(2) 今後取り組むべき施策	6
2 こども家庭庁の発足	7
(1) 立ち上げ背景	7
(2) こども家庭庁が組織として求められていること	7
(3) 令和5年度当初予算・主な事業内容(一部抜粋)	9
コラム 児童の権利条約(児童の権利に関する条約)	10
3 こども基本法の施行	11
第3章 横浜市の取組	12
1 横浜市中期計画 2022～2025	12
2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画	12

(1) 横浜市子どもの貧困対策に関する計画 (平成 28 年度～令和2年度)	12
(2) 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 (令和4年度～令和8年度)	13
(3) 第1期計画・第2期計画における ヤングケアラー支援について	13
(4) 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議	13
3 横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査	14
(1) 調査の目的	14
(2) 調査の概要	14
(3) 主な調査結果	15
(4) 調査結果から見てきたもの・今後の取組の方向性	18
4 横浜市におけるヤングケアラーに対する支援策の具体例	19
(1) 横浜市ヤングケアラーフォーラムの開催	19
(2) 横浜市ヤングケアラーに関する広報動画	19
(3) 横浜市ヤングケアラーに関するリーフレット	20
(4) ヤングケアラーの広報・啓発特設ウェブサイト 「ヤングケアラーよこはま」	20
(5) ヤングケアラー研修会	21
(6) ヤングケアラーに関する相談窓口	21
(7) ヤングケアラー支援団体への補助	21
第4章 他都市の取組事例	22
1 埼玉県「条例及び計画に基づくヤングケアラー支援体制」	22
(1) ヤングケアラー実態調査	22
(2) ヤングケアラー支援スタートブック	23
(3) ヤングケアラーの周知に向けた啓発活動	24

(4) ヤングケアラー向け LINE 相談 「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」	25
(5) ヤングケアラーオンラインイベントの開催	25
2 神戸市「こども・若者ケアラーへの相談・支援」	26
(1) こども・若者ケアラー相談・支援窓口	27
(2) 交流と情報交換の場 『ふうのひろば』	27
(3) こどもケアラー世帯への訪問支援事業	28
(4) 兵庫県におけるヤングケアラー支援 「配食支援モデル事業」との連携	28
3 群馬県高崎市「ヤングケアラーSOS」	29
(1) 制度概要	29
(2) 対象となる子ども	29
(3) サポーターについて	29

掲載している図や表が不鮮明な場合がありますので、参考・出典に記載のウェブサイト等も併せてご参照ください。

ヤングケアラー

～こどもが幸せに暮らせる社会を目指して～

2023(令和5)年4月、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」を作っていくための法律として「こども基本法」が施行され、併せて、これまで内閣府や厚生労働省等に分散していたこども政策の司令塔機能を一本化し、こども政策を更に強力に進めていくために、「こども家庭庁」が発足しました。

同年12月には、こども基本法に基づく初の大綱として、「こども大綱」が閣議決定されました。当該大綱では、幅広いこども施策を総合的に推進するため、「ヤングケアラー支援」も含めた今後5年程度の基本的な方針や重要事項が一元的に定められています。

イギリスでは、世界に先駆けて1980年代末から若い介護者(ヤングケアラー)の存在を認識し、支援に力を入れてきました。1990年代初頭にはヤングケアラーに関する研究調査・支援を実施しています。

2014(平成26)年には「ヤングケアラー」という新たな項を設けた「2014年子どもと家族に関する法律」を制定しました。これにより、地方自治体はヤングケアラーの発見、および、そのニーズに関するアセスメント(評価・分析)を積極的に行うことが求められるようになりました。

近年、日本でも、国や各自治体によるヤングケアラーの実態把握に向けた調査が実施され、その調査結果に基づいた支援策の検討・実施が行われています。2020(令和2)年、埼玉県が全国に先駆けて行った大規模な調査では、高校生の25人に1人が「ヤングケアラー」に該当することがわかりました。併せて、「ケアラー支援条例」の制定をきっかけに全国的に「ヤングケアラー」という言葉、認識が一層注目されるようになりました。また、国においても、子ども・子育て支援推進調査研究事業の中で、ヤングケアラー実態調査を実施しており、2018(平成30)年度は自治体向けのヒアリング調査、2020(令和2)年度及び2021(令和3)年度には学生を対象とした調査を実施しています。

このような全国的な流れを受け、横浜市では、2022(令和4)年度、公立学校に通う小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象に、「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」を実施し、調査結果は「ヤングケアラー支援」に向けた施策検討に役立てられています。

本ジャーナルでは、今注目されているヤングケアラーにスポットを当て、国の取組の概要や、横浜市及び他都市における取組事例をご紹介します。

1 ヤングケアラー

1 ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般に「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」のことをいいます。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

出典：一般社団法人 日本ケアラー連盟

<https://carersjapan.com/about-carer/young-carer/>

2 現状と課題

厚生労働省が、2020(令和2)年度に中学2年生・高校2年生を、2021(令和3)年度に小学6年生・大学3年生を、それぞれ対象にした調査を行いました。

その結果、世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%でした。この調査結果では、回答した中学2年生の 17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答したことになります。



ヤングケアラーが具体的にしていることとして多いのは、食事の準備や掃除や洗濯といった家事、見守り、きょうだいの世話、感情面のサポートなどです。世話をしている家族が「いる」と回答した人に世話の頻度について質問すると、半数近くが「ほぼ毎日」世話をしているという結果になっています。

2020(令和2)年度に埼玉県が高校2年生に行った調査では、ヤングケアラーが平日にケアにかかる時間は「1時間未満」が4割、「1時間以上2時間未満」が3割でした。しかし、同年行われた厚生労働省の調査では、平日1日あたりに世話に費やす時間として、中学2年生は平均4時間、全日制高校2年生は平均3.8時間と、さらに長い結果になっています。



家族のケアをすることで、人にもよりますが、自分の時間が取れない、勉強する時間が充分に取れない、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができない、睡眠が充分に取れない、というヤングケアラーは少なくありません。このように、子どもや若者が担うケアの負担は大きいものがありますが、家事や家族の世話などを若い頃に担った経験をその後の人生で活かすことができている、と話す元ヤングケアラーがいることも事実です。



ヤングケアラーは、①家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造であり、福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分な状況である、②ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースがある、③ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない、といった課題があります。

ヤングケアラーの支援には、福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、「早期発見・把握」「支援策の推進」「社会的認知度の向上」を推進することが求められます。

出典:こども家庭庁 ヤングケアラーの現状

<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/about/>(参照 2023-11-09)

3 支援に向けた考え方

2023(令和5)年3月に発行された「埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック」にもあるように、ヤングケアラーの支援においては、複数の視点で支援対象者を捉える必要があると考えられています。

ア 「ヤングケアラー＝支援が必要な子ども」ではないという視点

- 家族をケアすることが問題なのではなく、子ども自身の生活に影響を与えるほどの負担を背負わせることに問題がある。
- ケアの内容がその子にとって「おてつだい」なのか「重い負担」なのかは、その子の能力や家庭環境によるため、一律に線引きはできない
- 「ヤングケアラー＝支援が必要な子ども」と捉えるのではなく、「家族のケアで悩みを抱えている子ども＝支援が必要な子ども」と捉える必要がある

イ 「子どもの権利を守り、中心に考える」という視点

- 子ども自身の生活を犠牲にしないよう、子どもの権利を守り、子どもの生活を中心に考える視点が必要。
- ケアを続けながらも、やりたいことやライフチャンスが得られるように、支援体制を構築する必要がある

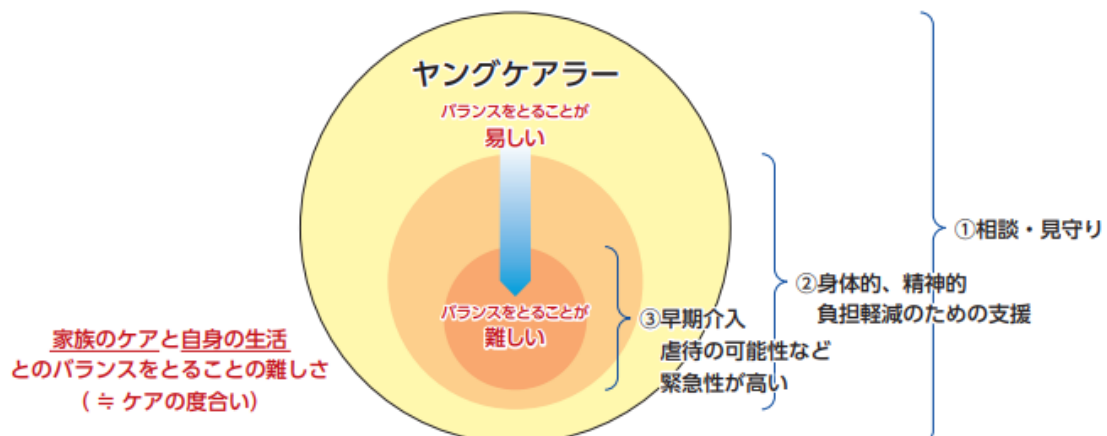
ウ 「家族全体の支援」という視点

- ヤングケアラーの背景には家族が抱えた複雑な問題が存在
- ケアの対象者は高齢者、疾病を患う親や障害を持ったきょうだいなど様々、その他にも経済的な困窮など家族が抱える問題は一律ではない
- ヤングケアラーが抱える問題を解消するためには、ヤングケアラー本人だけでなく、その家族も含めて支援していく必要がある

エ 「ヤングケアラーの状況は変化していく」という視点

- ケア対象者の病気の進行や、ヤングケアラー自身の進学や就職といった変化がある
- 把握した時点では支援が必要でなかったとしても、状況が変化することを前提に、継続してヤングケアラー及びその家族の状況を把握し、意思を尊重しながら、伴走して支援を行っていく必要がある

ヤングケアラー支援の考え方



出典：埼玉県「埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/233021/youngcarerstartbook.pdf>

コラム イギリスのヤングケアラー支援の経過及び概要

1988(昭和63)年	サンドウェル市の教育に関わる職員による調査で、同市の中学生16,000人の中に、95人のヤングケアラーが存在すると発表。
1989(平成元年)年	ヤングケアラーへの具体的な支援のために、「1989年子ども法」という法律が用いられた。この法律では、「要支援児童」と「その家族」へのサービス提供について定められ、地方自治体は「要支援児童」の保護等が義務付けられた。
1993(平成5)年	1992年に発足した「ラフバラ大学ヤングケアラー研究グループ」により、ケアを担う子ども15人を対象とした聞き取り調査結果を報告。報告では、子どもであり、ケアラーでもあるというヤングケアラーの二重性を強調しながら、抱えている様々な困難などの実態について明らかにしている。 また、支援においては、行政の複数の部署が連携していくことが重要であることを指摘している。
2014(平成26)年	「2014年子どもと家族に関する法律」及び「2014年ケア法」の制定により、「ヤングケアラー」を法的に定義。 これにより、地方自治体はヤングケアラーのニーズに関するアセスメント(評価・分析)を行うことが義務付けられ、ヤングケアラーを見つけるために積極的な行動をとらなくてはならないことが定められた。

イギリスにおけるヤングケアラーへの積極的な支援内容について紹介します。

(1) アセスメント

教職員やソーシャルワーカーなどが専用のアセスメントシート(評価・分析用のシート)を使い、休みが多い・宿題の提出が遅れるなどの生徒に対して聞き取りをおこない、ヤングケアラーの発見に努めています。

また、ヤングケアラーの相談に乗る専門職員を校内に配置し、ヤングケアラー自身が相談しやすい体制を整えている学校もあります。

(2) ヤングケアラー・プロジェクト

イギリスでは、1990年代半ば以降、ケアラーや子ども支援を進めるチャリティ団体を中心に「ヤングケアラー・プロジェクト」が作られ、現在、300以上存在します。プロジェクトの目的は「ヤングケアラーたちがその気持ちやニーズや不安を共有できる安全な場所と、彼らの心配事を解決するためのサポートを提供すること」です。

これらのプロジェクトは、「ヤングケアラーの声を国や自治体の政策に反映させること」や「子どもや若者らしく過ごせる時間や場を提供すること」において一定の成果を挙げています。

(具体的な実施内容)

- ・ 年齢層別に集まり、大人のスタッフとケアについて話をしたり、子ども同士で遊んで楽しい時間を過ごす。
- ・ キャンプなどのイベントにより、ケアを担う子どもや若者が家を離れてリフレッシュし、同年代と同じような経験を増やしていく。

2 国の動向・施策

1 厚生労働省・文部科学省との連携(プロジェクトチームの設置)

(1) ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの立ち上げ背景

ヤングケアラーについては、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要であり、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し、検討を進めるため、2021(令和3)年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」が立ち上がりました。

(2) 今後取り組むべき施策

同プロジェクトチームでは、今後取り組むべきヤングケアラーの支援施策として、「早期発見・把握」、「支援策の推進」、「社会的認知度の向上」の大きく3つの項目が提示され、とりまとめ報告がなされました。

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討(SNS等オンライン相談も有効)。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施(就労支援を含む)。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

出典: 文部科学省

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームについて「報告書(概要)」

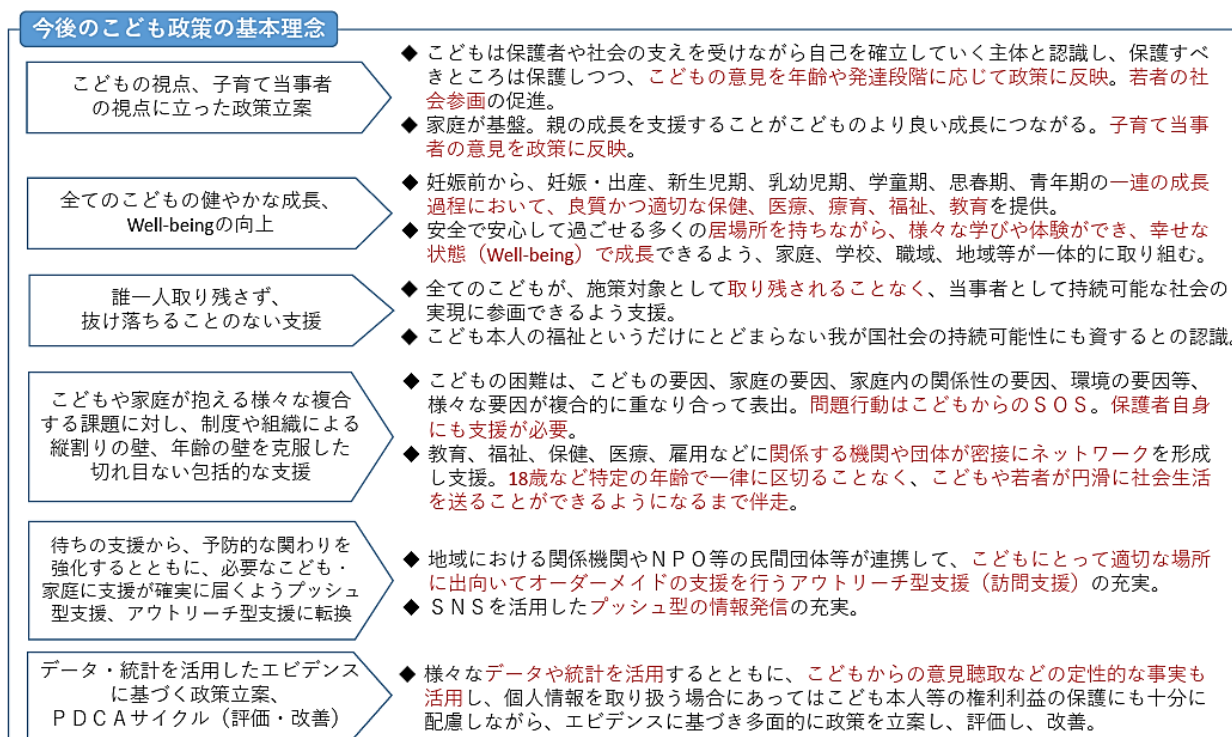
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_01453.html

2 こども家庭庁の発足

(1) 立ち上げ背景

2021(令和3)年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」では、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策をわが国社会の真ん中に据えて(以下「こどもまんなか社会」という。)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野にいれ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する。」と示されました。

その後、こども家庭庁は、内閣府の外局として、2023(令和5)年4月1日に設置されました。



出典:内閣官房「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(概要)」

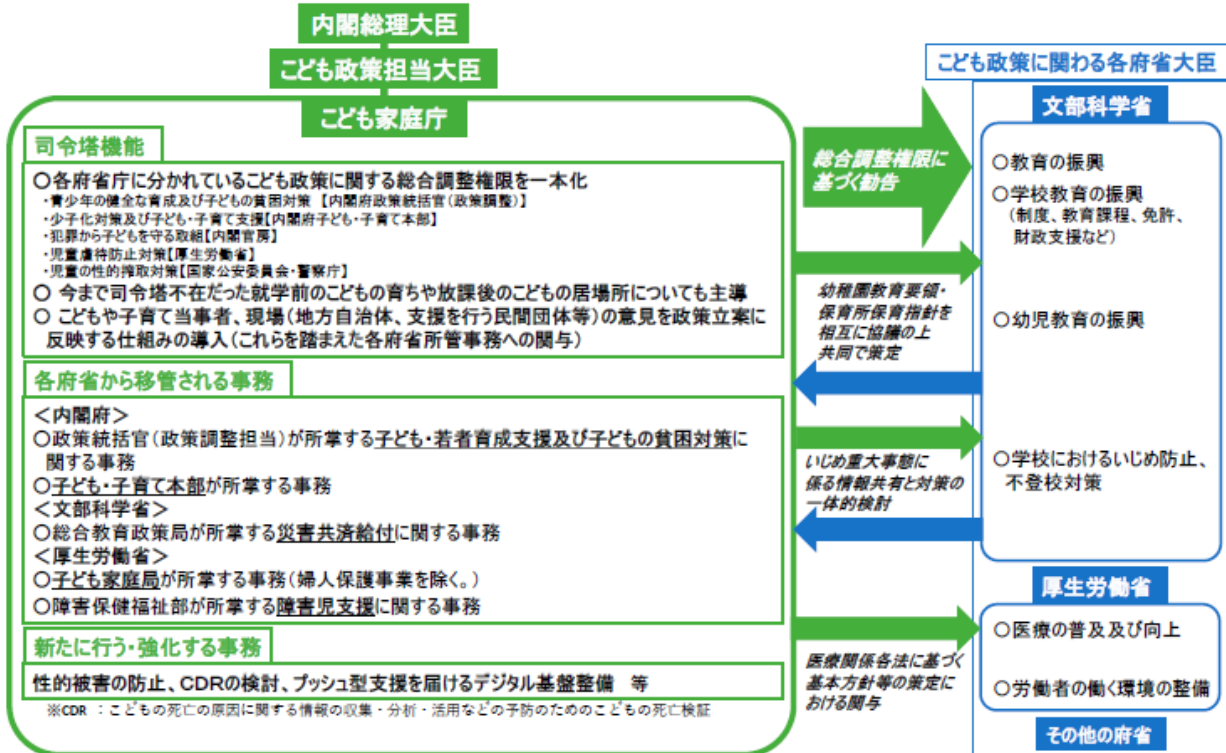
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html

(2) こども家庭庁が組織として求められていること

こども家庭庁は、これまで内閣府や厚生労働省等に分散していたこども政策の司令塔機能を一本化し、政府のこども政策について一元的に企画・立案・総合調整を行う組織として設置されており、各府省庁の組織や権限が分かれていることによって生じている弊害を解消・是正する組織でなければならないとされています。

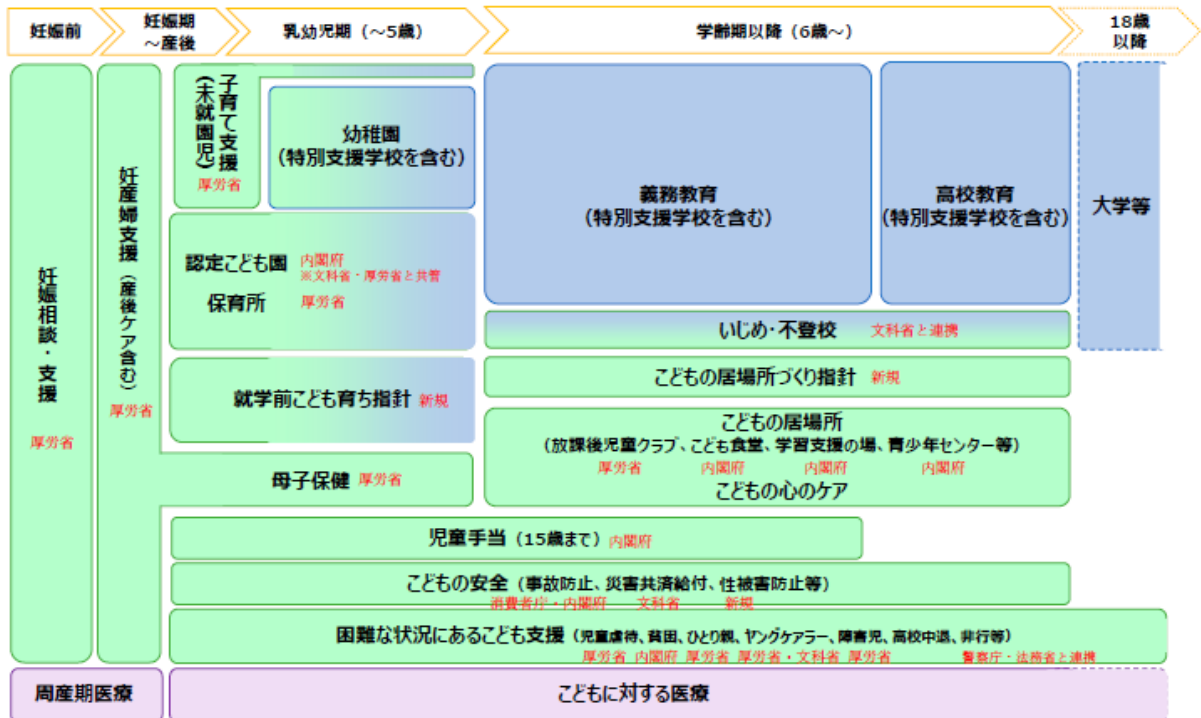
子ども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)



子ども家庭庁の創設について(イメージ)

- 子ども家庭庁の創設により、
- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
 - 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
 - 就学前の育ちの格差是正
 - こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現(プッシュ型情報発信、伴走型支援)



出典:内閣官房「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(概要)」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html

(3) 令和5年度当初予算・主な事業内容(一部抜粋)

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉

2023(令和5)年度当初予算:208億円の内数(202億円の内数)

ア ヤングケアラー支援体制強化事業(ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

1. 事業内容

ヤングケアラー(注)の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関(要対協構成機関も含む)職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

(注) 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

(1) 実態調査・把握

①実施主体 都道府県、市区町村

②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,662千円
1 中核市・特別区あたり 4,130千円
1 市町村あたり 2,296千円

③負担割合 国: **1/2 → 2/3【拡充】**
実施主体(自治体): **1/2 → 1/3**
※事業導入当初の時的な措置として補助率を嵩上げ

(2) 関係機関職員研修


①実施主体 都道府県、市区町村

②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 4,083千円
1 中核市・特別区あたり 2,391千円
1 市町村あたり 1,718千円

③負担割合 国: **1/2 → 2/3【拡充】**
実施主体(自治体): **1/2 → 1/3**
※事業導入当初の時的な措置として補助率を嵩上げ

3. 事業イメージ

都道府県
市区町村



(1) 実態調査・把握

(2) 関係機関職員研修

関係機関(福祉・介護・医療・教育等)

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアクトリが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

2

出典:こども家庭庁「ヤングケアラー関連予算(2023(令和5)年度)」

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>(参照 2023-11-09)

イ ヤングケアラー支援体制強化事業(ヤングケアラー支援体制構築モデル事業)

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化(コーディネーターの研修も含む)
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・**外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う【拡充】**

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

実施主体: 都道府県、市区町村
負担割合: 国 2/3、実施主体(自治体) 1/3

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

①実施主体 都道府県、市区町村

②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 17,695千円
1 中核市・特別区あたり 11,314千円
1 市町村あたり 6,335千円

(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

①実施主体 都道府県、市区町村

②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,433千円
1 中核市・特別区あたり 5,038千円
1 市町村あたり 2,596千円

(3) オンラインサロンの設置・運営、支援

①実施主体 都道府県、市区町村

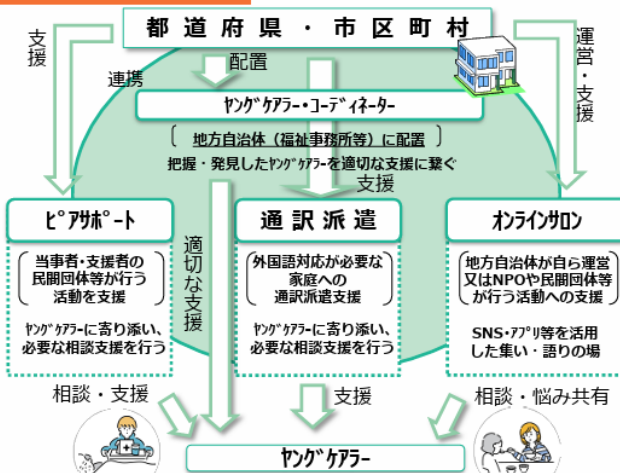
②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 3,862千円
1 中核市・特別区あたり 2,627千円
1 市町村あたり 1,733千円

(4) 外国語対応通訳派遣支援【拡充】

①実施主体 都道府県、市区町村

②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,920千円
1 中核市・特別区あたり 5,280千円
1 市町村あたり 2,640千円

3. 事業イメージ



3

出典:こども家庭庁「ヤングケアラー関連予算(2023(令和5)年度)」

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>(参照 2023-11-09)

ウ 市町村相談体制整備事業

1. 事業目的

- 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る
- 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する【拡充】

2. 事業内容、実施主体、補助率

実施主体 市町村 負担割合 国：1/2、市町村：1/2

(1) 市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

〔基準額〕 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円

(2) 要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

〔基準額〕 1市町村当たり 交付要綱による

(3) 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童等に対する必要な支援を行うための拠点を運営する。

〔基準額〕 1支援拠点当たり 交付要綱による

(4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

〔基準額〕 ①基本分（1か所当たり）564,000円

②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円

③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円

(5) ヤングケアラー支援事業【拡充】

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

〔基準額〕 1市町村当たり 1,860,000円

4

出典：こども家庭庁「ヤングケアラー関連予算(2023(令和5)年度)」

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/> (参照 2023-11-09)

コラム 児童の権利条約(児童の権利に関する条約)

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍[※]し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989(平成元)年の第44回国連総会において採択され、1990(平成2)年に発効しました。日本は1994(平成6)年に批准しました。

※ 敷衍^{ふえん}…意味のわかりにくい所を、やさしく言い替えたり詳しく述べたりして説明すること

<子どもの権利条約の4つの原則>



2 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けられることが保障されます。



12 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：日本ユニセフ協会 子どもの権利条約

<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>

3 こども基本法の施行

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022(令和4)年6月に成立し、2023(令和5)年4月に施行されました。

日本国憲法および児童の権利に関する条約(前述の「コラム」を参照)の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱[※]の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- | | | | |
|---|--|---|--|
| 1 | すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。 | 4 | すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。 |
| 2 | すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。 | 5 | 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。 |
| 3 | 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。 | 6 | 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。 |



出典:こども家庭庁 こども基本法

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>(参照 2023-11-09)

※)こども大綱

こども基本法に基づく初の大綱として、2023(令和5)年12月22日に閣議決定されました。

こども大綱は、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

ヤングケアラー支援についても、定められています。

3 横浜市の取組

第1章「ヤングケアラー」でも紹介したとおり、ヤングケアラーは、法令上の定義がなく、一般に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。ヤングケアラー本人や家族が、無自覚でケアラーになっているケースも見受けられるなど、支援の声が上がりがづらいという状況は、横浜市としても課題として認識しています。横浜市中期計画や、横浜市子どもの貧困対策に関する計画においても、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげる必要性があるとしています。

また、2021(令和3)年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(骨太方針 2021)においても、ヤングケアラーについて、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組むことが明記されました。

本章では、横浜市がヤングケアラーについて触れている各種計画や、横浜市におけるヤングケアラーの実態を把握するための調査の概要・結果、具体的な支援策を紹介します。

1 横浜市中期計画 2022～2025

2022(令和4)年12月に策定した「横浜市中期計画 2022～2025」では、「少子化や情報化社会の進展などを背景に、家族以外の社会や地域の人と直接つながる機会が減少しており、ヤングケアラーなどの困難を抱えている子ども・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立している状況があり、困難な状況が長期化・深刻化する前に、早期に支援につなげる必要がある」としています。

そこで、ヤングケアラーの社会的認知度の向上及び早期発見につなげていくための広報・啓発等に取り組むとともに、実態把握調査の結果を踏まえた支援策の検討を進めるとしています。

2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画

(1) 横浜市子どもの貧困対策に関する計画(平成28年度～令和2年度)

国では、2014(平成26)年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。当該大綱は、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。」とし、「子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため」に策定されたものです。

それを踏まえ横浜市では、2016(平成28)年3月に「横浜市子どもの貧困対策に関する計画(平成28年度～令和2年度)」を策定しました。横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開していくこと及び、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として策定したものです。

(2) 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画(令和4年度～令和8年度)

その後、2019(令和元)年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、同年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」が改訂されました。

それを踏まえ横浜市では、「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画(令和4年度～令和8年度)」を策定しました。当該計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画として、令和元年度に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画」などにおける課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について整理し、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるとしています。



(3) 第1期計画・第2期計画におけるヤングケアラー支援について

第1期計画では、養育環境に課題がある子どもに対する生活・学習支援や、児童虐待対策、ひきこもり等の困難を抱える若者への就労支援、ひとり親家庭に対する自立支援など、総合的な対策を進めました。

一方、現場には今なお支援を必要とする子どもや家庭が存在し、子どもの貧困を取り巻く環境は今後も厳しい状況が続くと考えられます。そのため、第2期計画では、第1期計画の基本目標や基本的な考え方を継承しつつ、新たな課題への対応を含め、子どもたちを誰一人取り残すことがないように、子どもの貧困対策を更に推進していくこととしています。

第1期計画では具体的な明記のなかったヤングケアラー支援について、第2期計画では「本市における実態を把握するための調査を実施し、関係機関の連携のもと、適切な支援につなげていくための取組を進めること」や「リーフレットの作成や、理解促進のためのフォーラムの開催等、市民や学校、関係機関向けに広報・啓発を行うことで、社会的認知度の向上を図り、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見につなげていくこと」といった支援方針が明記されました。

(4) 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議

当該計画を推進するために、横浜市では2016(平成28)年度から、外部有識者等を含む懇談会形式の「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」を設置しており、その中に、2023(令和5)年8月からヤングケアラー支援に関する検討会(分科会)を設置しています。検討会では、実態把握調査の結果を踏まえた令和5年度の取組の進捗や課題に関する意見交換、関係機関の連携強化、支援の更なる拡充に向けた議論等を行っています。

3 横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査

横浜市では、2022(令和4)年6月から同年7月にかけて、ヤングケアラーに関する実態把握調査を行い、その結果を2022(令和4)年11月に公表しました。

(1) 調査の目的

横浜市におけるヤングケアラーの生活状況や世話をしていることによる生活への影響、支援ニーズ等を把握し、適切な支援策を検討するため

(2) 調査の概要

ア 調査対象

横浜市の公立学校に通う小学5年生、中学2年生、高校2年生（合計約7万5千人）

イ 調査内容

学校生活等や家庭、家族に関することについて調査を実施しました。

調査内容	項目
基礎情報	学年、性別、家族構成、現在の健康状態 等
学校生活等について	出席状況、部活動への参加状況、授業への意欲、悩み 等
家庭や家族のことについて	世話をしている家族の有無・状況・頻度、世話をしていることによる影響、周りの大人にしてもらいたいこと 等
ヤングケアラーについて	ヤングケアラーという言葉の認知度、自分がヤングケアラーにあてはまると思うか 等

ウ 調査手法

各学校を通じ、生徒本人に調査概要や調査回答フォームの二次元コード等を記載した用紙を配布し、各生徒は Web 上で回答(回答は任意)。

エ 調査期間

2022(令和4)年6月17日から2022(令和4)年7月22日まで

オ 回答者数及び回答率

45,490 人（回答率：約 60.0%）

小学5年生	22,485 人	（回答率：約 75.0%）
中学2年生	19,133 人	（回答率：約 73.6%）
高校2年生	3,872 人	（回答率：約 20.4%）

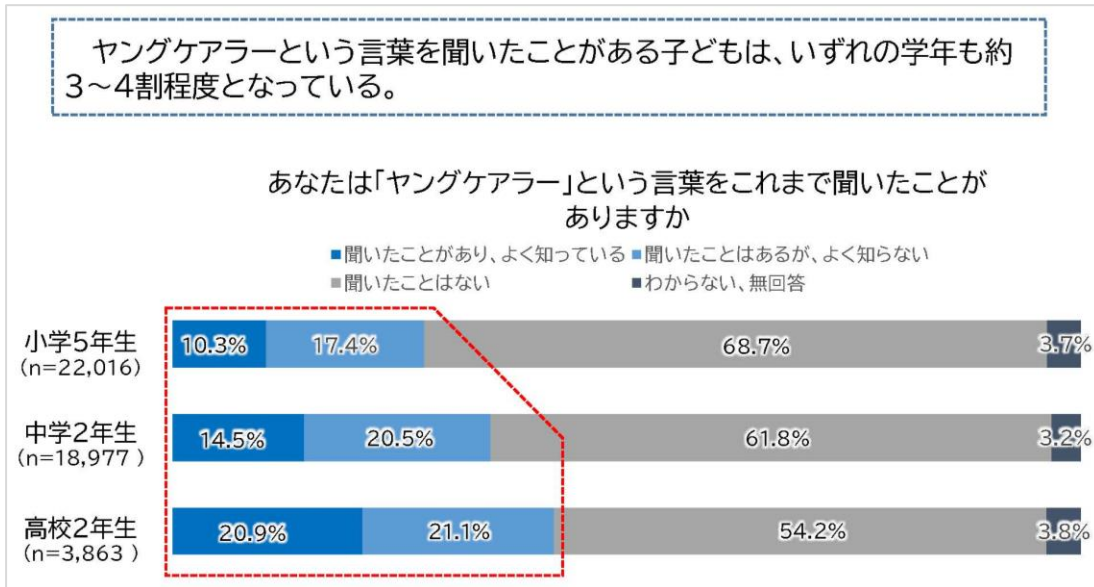
(3) 主な調査結果

主な調査結果は、次のとおりです。

ア ヤングケアラーの認知度

・ヤングケアラーという言葉を知ったことがある子どもは、3～4割程度となっています。

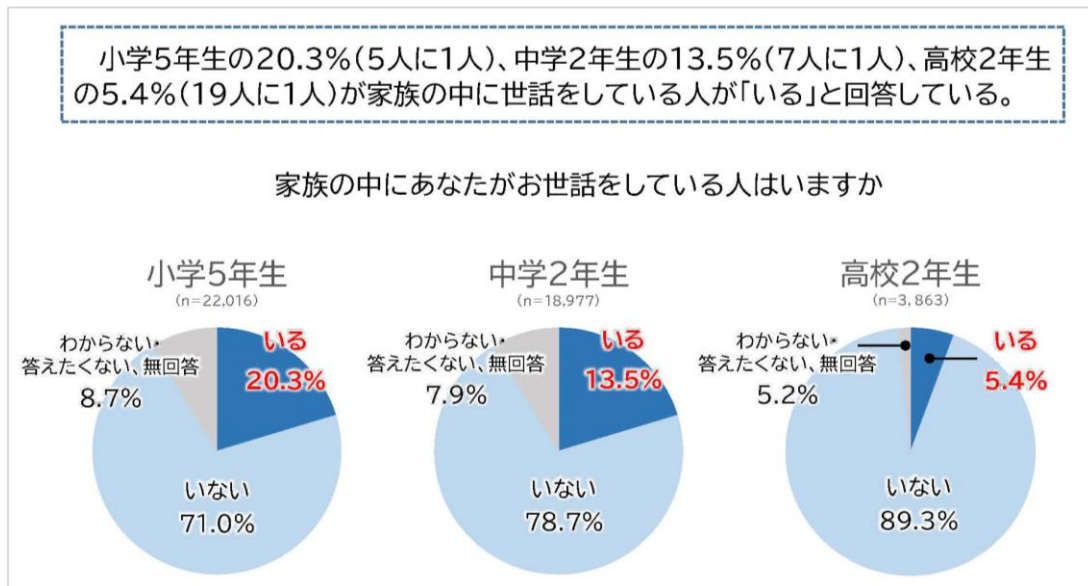
<図表1-1>ヤングケアラーという言葉の認知度



イ 家族のお世話をしている子どもの割合

・小学5年生の20.3%、中学2年生の13.5%、高校2年生の5.4%が、家族の中に世話をしている人が「いる」と回答しています。

<図表1-2>世話をしている家族の有無

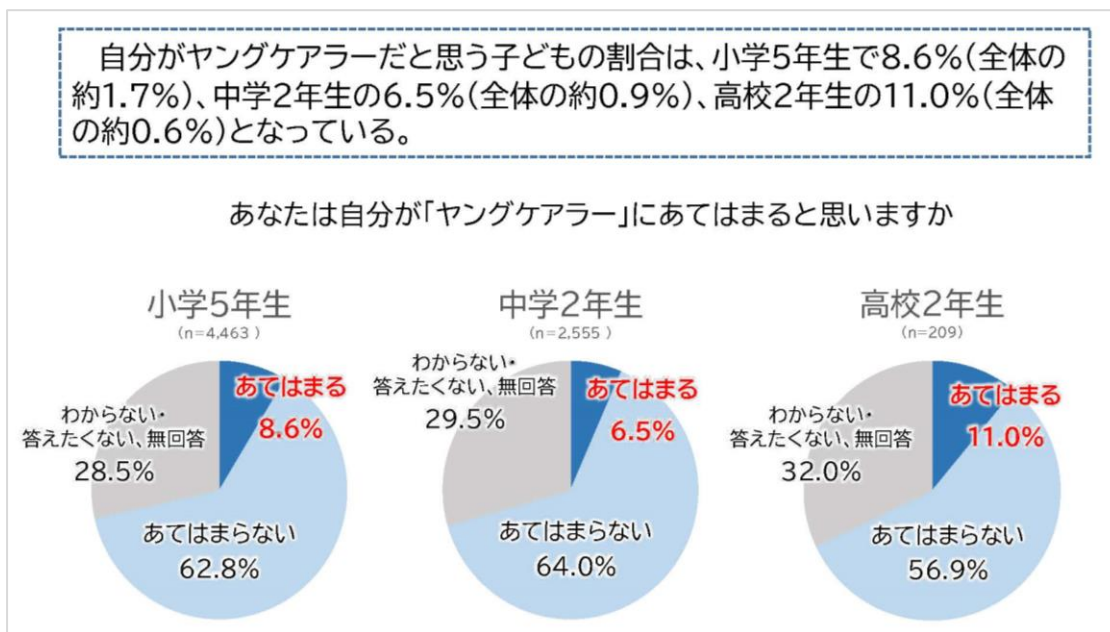


- ・世話をしている家族が「いる」と回答した子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生で8.6%※、中学2年生の6.5%※、高校2年生の11.0%※となっています。

※ 回答者全体では、小学5年生の約1.7%、中学2年生の約0.9%、高校2年生の約0.6%

＜図表1-3＞自分がヤングケアラーであると思うか

(対象:家族の世話をしている子ども)



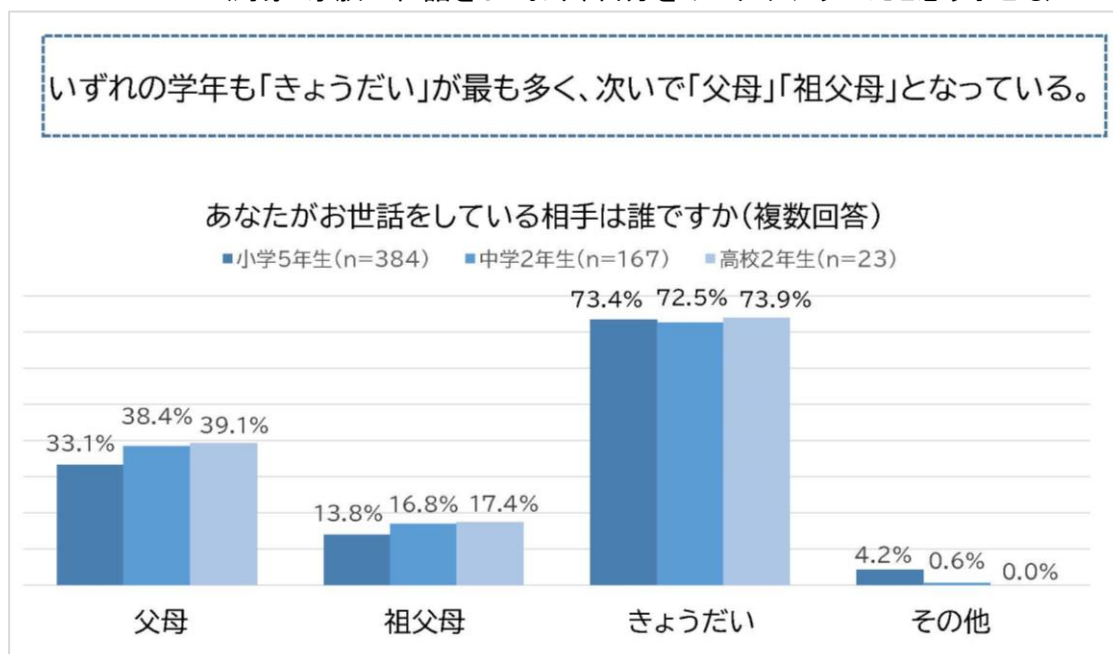
ウ 家族の世話をしており、自分がヤングケアラーだと思う子どもの状況

《世話をしている相手》

「きょうだい」が最も多く、次いで「父母」「祖父母」となっています。

＜図表1-4＞世話をしている相手

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

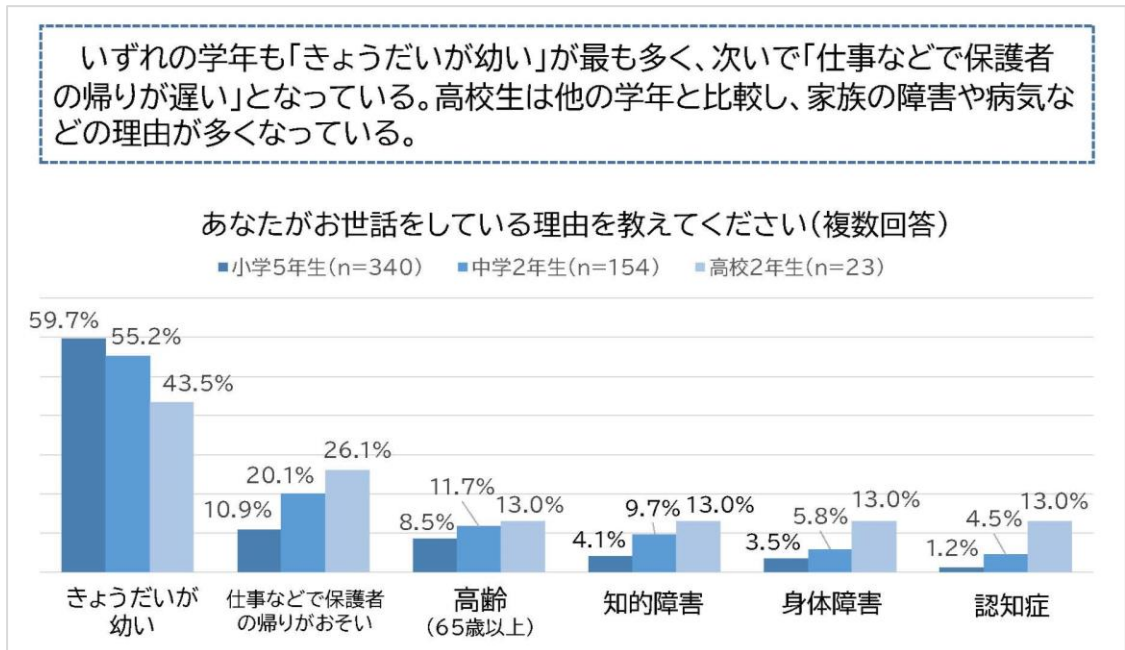


《世話をしている理由》

「きょうだいが幼い」が最も多く、次いで「仕事などで保護者の帰りが遅い」となっています。

＜図表1-5＞世話をしている理由

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)



《世話の内容》

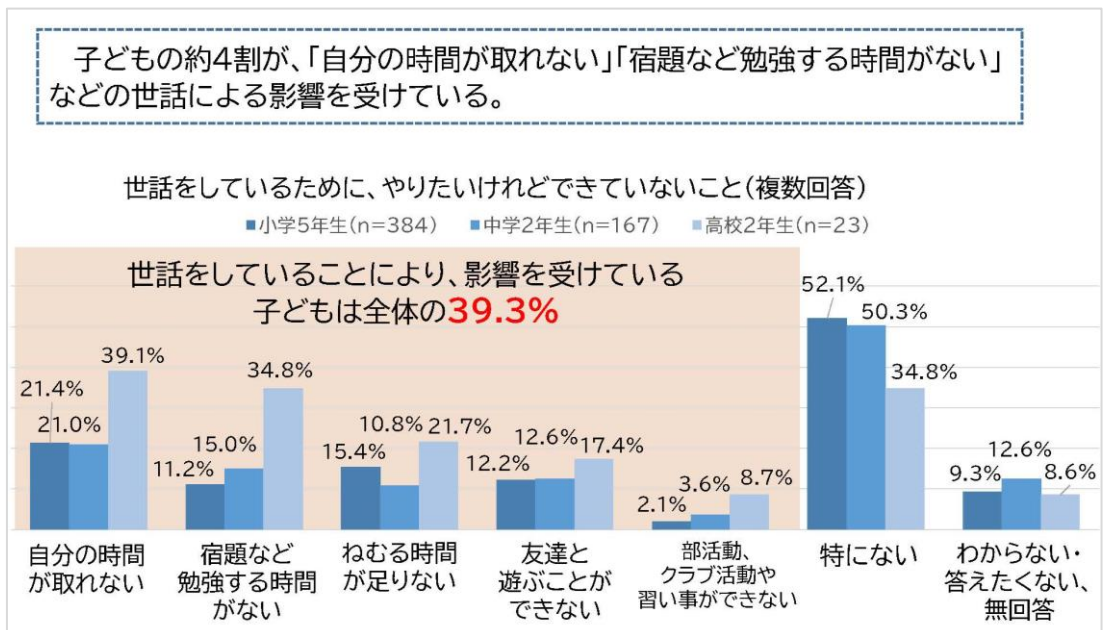
「見守り」や「家事」、「話を聞く」など様々な状況が見られました。

《世話をしていることによる影響》

子どもの約4割が、「自分の時間が取れない」「宿題など勉強する時間がない」などの世話による影響を受けています。

＜図表1-6＞世話をしていることによる影響

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)



《世話をしていることについての相談経験》

「誰かに相談するほどの悩みではない」「誰に相談するのがよいかわからないから」等の理由で、小学生及び中学生の約6割、高校生の約4割が相談したことが「ない」と回答しています。

《周りの大人にしてもらいたいこと》

子どもの約半数が、周囲の大人に対し、「自分のことについて話をきいてほしい」「勉強を教えてほしい」など、してもらいたいことが「ある」と回答しています。

図表1-1～1-6

出典：横浜市 「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodate-sogo/lifestage/youngcarer/default20221128.files/221128bessi.pdf>

(4) 調査結果から見えてきたもの・今後の取組の方向性

調査結果から見えてきた課題と取組の方向性は、次のとおりです。

ア 家庭が抱える様々な課題

幼いきょうだいや高齢の祖父母、障害のある家族など、世話を担う子どもが直面している家庭の課題は様々です。子どもや家庭の状況に応じ、適切な福祉サービス等につなげていけるよう、学校、区役所、関係機関の体制・連携強化により、支援を進めていきます。

イ 潜在化する傾向

相談経験がない子どもが多く見られ、社会的認知度も高いとは言えない状況です。

子ども本人や周囲の大人に対する広報・啓発を更に推進し、ヤングケアラーの正しい理解を深め、子どもが声を上げやすくするとともに、地域全体で子どもを見守り、支える環境づくりを進めます。

ウ 生活への影響と周りの大人に望むこと

勉強や睡眠、部活動等の時間が十分に取れないといった影響が見られ、周囲の大人に対しては、お世話や将来のことについての相談支援や、学習面のサポートなどが求められています。子どもたちが自分の時間を確保できるよう、身体的な負担を軽減するとともに、悩み相談等の心理的なサポートを行う取組を推進していきます。

4 横浜市におけるヤングケアラーに対する支援策の具体例

実態把握調査の結果や、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、横浜市では、ヤングケアラーの支援の充実に取り組んでいます。

(1) 横浜市ヤングケアラーフォーラムの開催

日頃から子どもや家庭に関わる方がヤングケアラーについての理解を深め、地域全体でヤングケアラーを見守り、適切な支援につなげていける環境づくりを進めていくため、ヤングケアラーに関するフォーラムを2023(令和5)年3月に開催しました。フォーラムでは、ヤングケアラーに関心のある方や、教育・福祉、子育て支援などに携わる方、約100人が参加し、実態把握調査の結果報告や、基調講演、パネルディスカッションを通して、地域全体でのヤングケアラーの見守りや、適切な支援につなげる環境づくりについて考えました。

<フォーラムの様子>



(2) 横浜市ヤングケアラーに関する広報動画

子どもから大人まで幅広い年齢の方に、ヤングケアラーの問題に関心を持つきっかけをつくることで、ヤングケアラーの認知度向上及び理解促進を図り、早期支援につなげることを目的に、広報動画を作成しており、YouTube の横浜市公式チャンネル「CityOfYokohama」で公開しています。



出典：横浜市 横浜市ヤングケアラーに関する広報動画

【画像：左】(大人向け動画)ヤングケアラーを一人にしない

【画像：右】(本人向け動画)あなたのこと、すこしだけ話してみませんか

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodate-sogo/lifestage/youngcarer/default20221128.html>

(3) 横浜市ヤングケアラーに関するリーフレット

ヤングケアラーについての理解を深めてもらうため、ヤングケアラーの実態や、一人ひとりが子どもたちのためにできること、相談できる窓口等をまとめたリーフレットを市民向けに作成しています。リーフレットは、市内小中学校の教職員向けに配布したほか、子育て関連施設や福祉施設に配架しています。



出典：横浜市「ヤングケアラー啓発リーフレット」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodate-sogo/lifestage/youngcarer/default20221128.files/ri-furetto.pdf>

(4) ヤングケアラーの広報・啓発特設ウェブサイト「ヤングケアラーよこはま」

「ヤングケアラー」について、正しい理解を深め、相談先を知ってもらうため、子どもから大人まで幅広い年齢の人に、親しみやすく、分かりやすい特設ウェブサイトを、2023(令和5)年12月に開設しました。

より身近に感じていただけるよう、(株)サンリオのキャラクター「シナモロール」を起用したほか、ヤングケアラーに詳しい専門家へのインタビュー、横浜デザイン学院の生徒と共同で制作したマンガなど、様々なコンテンツで、一人ひとりに“自身で考えるきっかけ”となる啓発を展開しています。

また、開設に合わせて小・中・高校へのポスター及びカード配布、ウェブ広告、映画館上映前広告、並びに横浜駅などでのデジタルサイネージも実施しています。

＜横浜市特設サイト＞



＜小学生向けポスター＞



＜中高生向けポスター＞



© 2023 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L642150



出典：横浜市 特設ウェブサイト「シナモロールと考えてみよう！ ヤングケアラーよこはま」

<https://young-carer.city.yokohama.lg.jp/>

(5) ヤングケアラー研修会

ヤングケアラーの支援に向けて、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めるため、家族のケアや子どもに接する施設や団体向けに、対象者数など様々な規模に合わせた研修会を開催しています。

2023(令和5)年度は全 45 回実施予定で、ヤングケアラーに関する必要な知識、早期に発見するための着眼点及び相談支援の際に配慮する事項等の講義や参加者によるグループワーク演習を実施しています。

横浜市ヤングケアラー支援事業 (横浜市委託事業)
ヤングケアラー支援を通して学ぶ・考える
オンラインでも開催可能
研修費用 無料
研修の講師を派遣します!

ヤングケアラーとは?
ヤングケアラーは法律上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世帯などを日慣行に行っている子どもと想定されています。(参考) 一般社団法人日本ケアラー連盟

令和4年度に横浜市内の自治体は児童福祉課では、小学5年生から1人1人、中学2年生の7人1人、高校2年生の4人1人が、家族の中で世帯をしている人が「いる」と回答しています。
(令和4年度横浜市におけるヤングケアラーに関する実態調査結果)

研修のポイント1
ヤングケアラーの正しい理解を深め、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりについて、実際にヤングケアラーを支援している担当者から相談支援のノウハウや現状を学び、現状や今後の支援について考えます。

研修のポイント2
ヤングケアラーやその家族の支援に関わるみなさんが、ヤングケアラーに気づき、助け合い、適切な支援につなげられるよう、必要な知識等の習得を図ります。

研修のポイント3
本研修の受講者は、受講後に別途相談電話にてアフターフォローを受けることができます。(無料電話相談、令和6年3月末まで)

受付期間
令和5年7月から
令和6年2月中旬まで
(研修実施は2月末まで)

対象・人数
子どもや子どものケア、
家族のケアに関わる
施設や団体向けに
少人数から大人数まで
対応いたします

場所
横浜市内の会場
または
オンライン(Zoom)
※費用も対応できます

詳細につきましては、最前ページの「研修申し込み・お問い合わせ」までご連絡ください。

(6) ヤングケアラーに関する相談窓口

ヤングケアラーに関する相談窓口として、各区こども家庭支援課にて、「こども家庭相談」を実施しています。

当事者である子ども本人からの困りごとや気になっていることについての相談支援や「ヤングケアラーに気づいたけど、どうしたらよいか悩んでいる」などの周囲の大人からの相談受付を実施しています。

(7) ヤングケアラー支援団体への補助

ヤングケアラーを支援する団体がピアサポート又はオンラインサロン等の立ち上げ等に必要経費の一部補助を実施しています。

4 他都市の取組事例

1 埼玉県「条例及び計画に基づくヤングケアラー支援体制」

埼玉県では、2020(令和2)年3月に全国初となる、ケアラー*支援に特化した「埼玉県ケアラー支援条例」が制定されました。

条例の基本理念である「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる」ように、県だけでなく県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくこととしています。

同条例では、ヤングケアラーを「ケアラーのうち、十八歳未満の者」と定義しています。

同条例に基づき、ケアラーのケアの状況、ケアによる影響、支援ニーズ等を把握するためにヤングケアラーも含めた全てのケアラーを対象とした実態調査を 2020(令和2)年度に実施しています。

調査結果も踏まえ、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「埼玉県ケアラー支援計画(令和3年度～令和5年度)」を策定しています。

同計画では「ヤングケアラーの心身の健やかな成長及びその自立、教育機会の確保が図られるよう、ヤングケアラーに関わる可能性のある立場にある教育機関等による支援と、教育機関等が受けた相談を適切に福祉部門へつなぎ、連携して支援できる体制を構築します。」と方向性を示すだけでなく、県民や事業者がヤングケアラーの存在と社会全体で支援する必要性を認識することが重要であると述べています。

※ ケアラー…高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

(1) ヤングケアラー実態調査

埼玉県は、2020(令和2)年7月から同年9月にかけて、「埼玉県ケアラー支援計画」策定のために、全国初となる「ヤングケアラー実態調査」を県内全域の高校2年生を対象として実施しました。

ア 調査の概要

調査地域	埼玉県全域
調査目的	①実態が不明なため、潜在化しているヤングケアラーの存在を把握する ②ケアの状況、ヤングケアラーへの影響、困りごと、支援ニーズ等を把握し、計画の策定に役立てる
主な調査項目	①ケアラー自身について、②ケアの状況について、③ケアの影響について、④ケアに関する相談について、⑤求める支援について など
調査対象	県立高校全日制・定時制、市立高校全日制・定時制、国立高校、私立高校の高校2年生: 55, 772 人
回答者数	48,261 人
調査方法	各高校を通じて調査
調査期間	2020(令和2)年7月 21 日から 2020(令和2)年9月 11 日まで

イ 主な調査結果

- 自身がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思うかについて、回答者48,261人の内、「はい」と回答した2,577人(5.3%)でした。
- ただし、障害や病気などではなく、ケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている608人はヤングケアラーとしての判断が難しいことから、本調査では除外し、1,969人(4.1%)をヤングケアラーの対象者としてしました。
- ケアの頻度は「毎日(35.3%)」が最も多く、1日のケアの時間は、平日・休日ともに「1時間未満」が最も多く、次いで「1～2時間」ですが、休日はケア時間が長くなる傾向でした。
- ヤングケアラー自身があつたらいいと思うサポートについて、「特にない(38.2%)」が最も多く、「信頼して見守ってくれる大人がいること(14.5%)」という結果から、見守っていただけることがヤングケアラーにとっての重要なサポートになり得ることが考えられます。

(2) ヤングケアラー支援スタートブック

埼玉県では、ヤングケアラーの支援体制づくりを推進していくため、「埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック」を作成・発行しています。市町村や学校等に配布するほか、県で行う研修等でも活用しています。

このスタートブックは、ヤングケアラーの定義や捉え方、支援の流れやポイントを示し、支援に関わる多様な主体が共通の認識を持つことで、各市町村におけるヤングケアラーの支援体制づくりを推進することを目的として作成され、ヤングケアラーの支援にあたっての基本的な考え方、支援体制づくりのポイント、社会資源や支援事例などをわかりやすく掲載しているという特徴があります。

<埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック>

出典:埼玉県 埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/233021/youngcarerstartbook.pdf>

(3) ヤングケアラーの周知に向けた啓発活動

埼玉県でのヤングケアラーの認知度は、2020(令和2)年度時点では約 16%と、認知度が低い状態でした。条例の基本理念である「ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える」ためには、まずは県民や事業者がその存在と社会全体で支援する必要性を認識することが重要であり、そのためには社会的認知度の向上が課題と考え、啓発広報活動に取り組んでいます。

タレント等を起用したケアラー月間トークイベントの開催や、メッセージ動画の配信、月間パネル展の開催、ヤングケアラーサポートクラスの実施などに取り組んだ結果、2022(令和4)年度の調査では、埼玉県でのヤングケアラーの認知度は約 82%となっています。

ア ヤングケアラーサポートクラスの実施

教職員や児童生徒、保護者がヤングケアラーに対する理解を深め、学校における相談支援を充実させるための出張授業「ヤングケアラーサポートクラス」を、県内小・中・高校等で実施しています。

内容は元ヤングケアラーや大学教員等による児童生徒に対する講演会、元ヤングケアラーと児童生徒の交流相談会などがあり、2022(令和4)年度は計 16 回実施しています。

イ ヤングケアラーハンドブックの配布

ヤングケアラー支援のため、ヤングケアラー本人はもとより、周りの児童・生徒や教職員の理解の促進とともに、電話、SNS での相談等を紹介するハンドブック「ヤングケアラーってなに？」を作成し、県内在学の高校生、中学生、小学校4年生～6年生、学校教職員に配布しています。



出典:埼玉県 ヤングケアラーハンドブック「ヤングケアラーってなに？」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/youngcarer-handbook.html>

(4) ヤングケアラー向け LINE 相談「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」

埼玉県では、ヤングケアラーが元ヤングケアラーに日常の悩みを相談したり、話を聞いてもらえる場所として、2022(令和4)年9月20日からLINE相談窓口を開設しています。相談員が全員元ヤングケアラーであり、相談者に寄り添ったアドバイスを行うことができるのが特徴です。

その他、様々な情報をLINEで発信しています。

<埼玉県ヤングケアラーチャンネル>

出典:埼玉県 ヤングケアラー向け LINE 相談「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」を開設します。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/youngcarer-line.html>

(5) ヤングケアラーオンラインイベントの開催

埼玉県が2020(令和2)年度に県内高校2年生を対象に実施した、実態調査結果によると、ヤングケアラーである(だった)と回答した生徒は全体の約4.1%でした。そのうち、「ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる」「ストレスを感じる」と回答した方はそれぞれ20%近くになります。

そのため、埼玉県では、同年代のヤングケアラーが集まり、気軽に悩みや不安などを話すことができるオンラインイベントを月に1回の頻度で開催しています。

このイベントは、ヤングケアラー同士で集まり、普段感じている不安や悩みを気軽に話し、息抜きをしてもらうことが目的です。集まるのは全員、家族などのケアの経験がある方で、元ヤングケアラーの方が話しやすいようにサポートをします。

埼玉県から委託を受けた、一般社団法人ヤングケアラー協会が運営を行っており、Zoom等を用いて、匿名での参加も可能としています。

2 神戸市「こども・若者ケアラーへの相談・支援」

障がいや病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のことを、神戸市では「こども・若者ケアラー」と呼び、18歳未満の児童だけではなく、20代の方も含めて施策の対象としています。

「こども・若者ケアラー」の中には、家事や育児を担っているために勉強に集中できない、部活動に参加できない、仕事との両立が難しく離職してしまう等の課題を抱えている場合があり、社会問題となっています。

また、神戸市において、2019(令和元)年10月に20代の若者ケアラー(孫)が、同居していた認知症の祖母(90歳)を殺害する事件が発生し、孤立する「こども・若者ケアラー」の問題が浮き彫りになり、取組を行うきっかけとなりました。

<こども・若者ケアラー相談・支援窓口>



誰かを支えて
頑張るあなたを

支えたい。

*We are here
to make you smile.*



家族のケアやお世話をしている「ヤングケアラー」は、**20人に1人**と言われています。
家族のこと、自分のことで悩んだら、気軽にご相談を。

こども・若者ケアラー相談・支援窓口

場所 神戸市立総合福祉センター 1階
開所時間 月曜～金曜：9時～17時(土日祝、年末年始を除く)
電話番号 078-361-7600
メールアドレス carer_shien@office.city.kobe.lg.jp



神戸市

出典：神戸市 こども・若者ケアラー(ヤングケアラー)の方の相談窓口

https://www.city.kobe.lg.jp/a77853/kodomowakamono_carer.html

(1) こども・若者ケアラー相談・支援窓口

神戸市では、「相談窓口がわからない」といった声があったことを背景に、関係者および当事者からの相談を受け、支援の調整を担う、「こども・若者ケアラー」専用の相談窓口を2021(令和3)年度に開設しています。

この窓口では、18歳以上のケアラーに関する相談や、ケアラー本人からの相談を受け付けているほかに、各区役所のこども家庭支援室がケアラーとして相談を受けた18歳未満のケースが、18歳に到達した場合にケースを引き継ぐこともあります。

家族や友人には相談できない、ケアラーとしての悩みや希望を聞き取り、こども・若者ケアラー自身の精神的負担の軽減を図るとともに、行政や学校、関係機関からの情報収集により家族全体をアセスメントし、学校や関係機関の連携をサポートする役割も担っています。

そのほかにも、兵庫県がこども・若者ケアラー向けに実施している「ヤングケアラー配食支援モデル事業」の受付を行うなど、包括的な支援に取り組んでいます。

(2) 交流と情報交換の場『ふうのひろば』

主に高校生以上のこども・若者ケアラー同士が、気軽に集えて、交流・情報交換ができる場『ふうのひろば』を2021(令和3)年10月から、月に1回の頻度で開催しています。

参加費は無料で、オンラインによる参加も可能となっています。

小・中学生には、子どもらしく過ごせる場として、こども食堂や学習支援等を紹介しています。

＜ふうのひろば＞

こども・若者ケアラー
当事者のための居場所ができました。

こんなことができます

- ◎ゆったりすごす。
- ◎お話をしたり、きいたり。
- ◎自分のために時間を使う。

どんな人が参加できる？

- ・ケアのある家庭で育った。
- ・病気や障がいのある、家族のサポートをしている(していた)。
- そのようなことから、学業や仕事、人間関係に悩むことがある。

参加者のみなさんのニーズに合わせて内容を組んでいきます。

ふうのひろば
～交流・情報交換の広場～

ふうのひろば
～交流・情報交換の場～

日時：毎月 第2土曜日
14時～16時(予定)

場所：神戸市青少年会館
(JR神戸駅より徒歩5分)

対象：おおむね16歳～30歳

参加費：原則無料

ケアの程度は問いません。
同じような思いを持つ若者が
集まり、いつもの日常を離れ
少しほっとできる時間を
すごしませんか？

出典：ふうのひろば「申込フォーム」

<https://lit.link/tsunagarukyn>

(3) こどもケアラー世帯への訪問支援事業

18歳未満のこどもケアラーがいる世帯を対象に、ケアの負担軽減や解消を図ることを目的に、一定期間ヘルパーを派遣する「こどもケアラー世帯への訪問支援事業」を実施しています。

事業開始	2022(令和4)年8月1日
対 象	18歳未満のこどもケアラーがいる世帯(市が支援を必要と認めた世帯)
支援内容	こどもケアラーの負担軽減のための家事や育児の支援など ・食事の準備及び後片付け ・衣類の洗濯、補修 ・居室等の清掃、整理整頓 ・生活必需品の買い物 ・家庭の児童の世話
利用期間	原則派遣開始から暦月で3か月(必要があれば延長・再延長可)
利用回数	1回につき上限2時間、回数は12回を上限(期間内)
利用料金	無料
相談窓口	各区保健福祉課(こども家庭支援室)

(4) 兵庫県におけるヤングケアラー支援「配食支援モデル事業」との連携

兵庫県では、こども・若者ケアラーの家事負担を軽減し、ケアが必要な家族への福祉サービスの支援につなげるために、こども・若者ケアラーとその家族に弁当の配食を行う配食支援モデル事業を行っています。

対象地域は県内全市町(41市町)となっており、神戸市在住の方は、神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口から申込みを行います。

対 象 者	概ね30代前半までのケアラーのいる世帯
頻度・期間	1回/週(原則12回)
配 食 数	家族の人数分
利 用 料	無料
食事の形態	冷凍食
配達方法	手渡し(クール便)
申 込 込 込	神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口(神戸市在住の方)

3 群馬県高崎市「ヤングケアラーSOS」

高崎市では、迅速にヤングケアラー問題に取り組むため、市立の中学校、高等学校の校長に対して聞き取り調査を実施したところ、各学校におおむね1人から2人のヤングケアラーがいる可能性があることが判明しました。

ヤングケアラーの困りごとは一人一人異なるため、きめ細やかな対応を行うべく、直接的に支援を行う「ヤングケアラーSOS」事業を全国初の取組として 2022(令和4)年9月からスタートしています。

(1) 制度概要

「高崎市の子どもは高崎市で守る」という考えのもと、家事やきょうだいの世話、家族の介護等をせざるを得なくなっている子ども(ヤングケアラー)の深刻な事例に対処するため、ヤングケアラーに代わって家事や介護等を行うサポーターを無料で派遣し、ヤングケアラーの生活における負担を軽減することを目的とした全国の地方自治体の中で初の試みとなるサービスを提供しています。

(2) 対象となる子ども

支援が必要な市内在住の中学生並びに高校生(要望があれば小学生も対象となる)

(3) サポーターについて

○派遣体制

1日2時間、週2日を上限に原則2人で自宅を訪問

○費用

無料

○支援の内容

具体的な支援の内容としては、生活の援助(掃除、洗濯、調理等)、きょうだいの世話、家族の介護(食事や排泄の介助、衣服やシーツの交換等)などがあります。

相談があった子どもに、個別で子どもやその家族を支援する機関の担当者らによるワーキングチームを設置し支援内容を検討しています。提供する支援は、ヤングケアラー支援推進委員会で決定しています。

<「ヤングケアラーSOS」の支援内容>

こんな子どもたちがヤングケアラーです

ヤングケアラーとは、さまざまな事情により、お手伝いの範囲を超えて家事や介護などを日常的に行う子どもたちのことです。例えば、次のようなことをしている子どもたちです。



掃除・洗濯・買い物・調理などの家事をしている



幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている

他にも…

- 第一言語が日本語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている
- がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族を看病している
- アルコール・薬物・ギャンブルの問題を抱える家族に対応している

などが該当します

ヤングケアラーSOSの支援

サポーターが、原則2人で自宅を訪問。子ども1人ごとにワーキングチームを結成し、状況に合わせた支援を行います

利用時間	1日2時間、週2日まで
支援内容	●掃除・洗濯・買い物・調理などの家事 ●きょうだいの世話 ●高齢の家族や障害のある家族への介護 (食事や排せつの介助や、衣類やシーツの交換など)
対象	家事や介護などを日常的に行っている中学生と高校生 (要望があれば小学生も対象)
費用	無料

出典:群馬県高崎市 ヤングケアラーSOS「広報高崎9月1日号2, 3ページ」

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2022052600074/files/yang1.pdf>

【参考・出典】

- ・子ども家庭庁「ヤングケアラーについて / 「ヤングケアラー関連予算(令和5年度)」
<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>(参照 2023-11-09)
- ・子ども家庭庁「ヤングケアラーを知っていますか?～児童虐待防止推進特設サイト～」
<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/>(参照 2023-11-09)
- ・子ども家庭庁「子ども基本法」
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>(参照 2023-11-09)
- ・子ども家庭庁「子ども大綱の推進」
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>(参照 2024-01-10)
- ・一般社団法人 日本ケアラー連盟
<https://carersjapan.com/about-carer/young-carer/>
- ・厚生労働省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/young-carer-pt.html>
- ・文部科学省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームについて」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_01453.html
- ・株式会社日本総合研究所「令和3年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=102439>
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和2年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf
- ・内閣官房「子ども政策の推進(子ども家庭庁の設置等)」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html
「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針(概要)」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin_gaiyou.pdf
- ・外務省「児童の権利条約(児童の権利に関する条約)」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>
- ・公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」
<https://www.unicef.or.jp/crc/>
- ・横浜市 ヤングケアラー
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodate-sogo/lifestage/youngcarer/default20221128.html>
- ・横浜市 シナモロールと考えてみよう! ヤングケアラーよこはま
<https://young-carer.city.yokohama.lg.jp/>
- ・横浜市「子どもの貧困対策に関する計画」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/plan/kodomoplan2016-2021.html>
- ・横浜市中期計画 2022～2025
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2022-2025/chuki2022-.html>
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2021
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2021/decision0618.html>
- ・埼玉県 ケアラー支援計画のための実態調査
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jittaityousa.html>
- ・埼玉県「埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/233021/youngcarerstartbook.pdf>
- ・埼玉県 ヤングケアラーハンドブック「ヤングケアラーってなに?」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/youngcarer-handbook.html>
- ・埼玉県 ヤングケアラー向け LINE 相談「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」を開設します。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/youngcarer-line.html>
- ・埼玉県 ヤングケアラーオンラインイベント(オンラインサロン)を開催します。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/youngcarer-online.html>
- ・神戸市 子ども・若者ケアラー(ヤングケアラー)の方の相談窓口
https://www.city.kobe.lg.jp/a77853/kodomowakamono_carer.html
- ・ふらのひろば「申込フォーム」
<https://lit.link/tsunagarukyn>
- ・兵庫県 ヤングケアラー、若者ケアラーへお弁当を届けます
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/young-carer5.html>

【参考・出典】

- ・群馬県高崎市 ヤングケアラーSOS
<https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2022052600074/>
- ・澁谷智子 「ヤングケアラーを支える法律—イギリスにおける展開と日本での応用可能性」
成蹊大学文学部紀要 第 52 号 (2017)
- ・河本秀樹 (職業教育研究開発センター客員研究員)
「日本のヤングケアラー研究の動向と到達点」
- ・亀山裕樹 「イギリスのヤングケアラー研究は貧困をどのように議論してきたか」
教育福祉研究第 25 号 (2021)